

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和4年12月5日(月)
午前9時56分～午前10時50分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 大友 康 信 副委員長 菅 原 和 子
委員 熊 谷 克 彦 委員 笹 森 波
委員 千 葉 栄 幸 委員 荒 川 洋 平
- 4 委員外議員 3名
議長 菊 地 忍 副議長 佐々木哲男
議員 及 川 秀 一
- 5 欠席委員 な し
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 西村 雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
- 7 協議事項
付議事件
(1) 議会の運営に関する事項について
① 令和4年第9回名取市議会定例会に係る会期及び日程
(案) について
- 確認事項
(1) 条例議案の事前説明会について

付議事件

- (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 議案の取扱いについて
 - ② 議員提出議案（意見書）の取扱いについて
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議長の諮問に関する事項について
 - ① 陳情の取扱いについて
 - ② 議員協議会の開催について
- (4) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

午前9時56分 開会

○委員長（大友康信） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

令和4年第9回名取市議会定例会に係る会期及び日程案についてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 令和4年第9回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について説明いたします。

初めに、次第書の1ページ、①の今期定例会に提出のありました市長提出議案15か件の内容について御説明いたします。

資料は1ページ及び2ページを御覧願います。

まず、条例議案は3か件で、内訳は新規条例案1か件及び改正条例案2か件の、計3か件です。

次に、補正予算については、一般会計、国民健康保険特別会計、休日夜間急患センター特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業等会計に係る6か件です。

次に、その他議案については、6か件です。内訳は、指定管理者の指定期間の延長について2か件、指定管理者の指定について3か件及び宮城県南部消防指令事務協議会の設置1か件となっております。

以上が市長提出議案15か件の内訳です。

次に、次第書の1ページ、② 議員提出議案については、2か件です。条例案1か件及び意見書案1か件となっております。

議案の内容については以上です。

次に、次第書の1ページ ③ 一般質問を御覧願います。

一般質問については、12月1日の正午で通告を締め切りました。今期定例会には12名の議員より、合わせて質問事項25事項、質問要旨88項目の通告があったところです。

別紙一般質問通告書により、発言順位について確認してまいりますので、通告書1ページをお開きください。

発言順位1番、荒川洋平議員、2番、吉田 良議員、3番、長南良彦議員、4番、菊地昌夫議員、5番、熊谷克彦議員、6番、山田龍太郎議員、7番、菅原和子議員、8番、小野寺美穂議員、9番、大久保主計議員、10番、笹森 波議員、11番、齋 浩美議員、12番、大友康信議員となっております。

以上、御説明申し上げました議案の内容及び一般質問通告者数を勘案しまして、今期定例会の会期については、次第書1ページの④ 会期にお示ししておりますとおり、12月7日水曜日から12月16日金曜日までの10日間を要する案としております。

これらを踏まえまして⑤ 日程の会期日程（案）について御説明いたします。

資料は3ページ及び4ページを御覧願います。

令和4年第9回名取市議会定例会会期日程（案）です。

まず、招集日の12月7日です。

初めに、開会の後、会期の決定を行います。

次に、議案第89号から議案103号までの市長提出議案15かを一括上程いたしまして、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、議案第90号及び議案第91号の改正条例案2か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第98号及び議案第99号の指定管理者の指定期間の延長についての2か件及び議案第100号から議案第102号までの指定管理者の指定3か件に対する質疑及び委員会付託を行います。

次に、議会案第9号に対する採決を行います。

次に、議案第10号に対する質疑及び委員会付託を行います。

以上で散会となりますが、その後、常任委員会を開催します。

12月8日木曜日から11日日曜日までは、休会とするものですが、9日金曜日は、常任委員会を開催し、所管事務調査及び議案関連事業箇所の現地調査、意見書案審査等を行います。

12月12日月曜日から14日水曜日までは、一般質問を行います。

12月15日木曜日は休会とするものですが、議案審査のため常任委員会を開催いたします。午前に建設経済常任委員会を、午後に民生教育常任委員会を開催するものです。

最終日は12月16日金曜日となります。

初めに、議案第89号の新規条例案に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第92号から議案第97号までの補正予算案6か件に対する質疑、討論、採決を行います。

次に、招集日に委員会付託を行った、議案第98号から議案第102号までの指定管理者の指定期間の延長及び指定管理者の指定についての5か件に対する討論、採決を行います。

次に、議案第103号の宮城県南部消防指令事務協議会の設置についてに対する質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第10号に対する委員長報告、討論、採決を行います。

以上、全ての議案の審議が終了し、12月定例会閉会となる会期日程案です。

なお、今期定例会においても、先に決定しております新型コロナウイルス感染症に係る名取市議会の対応方針に基づき、継続して感染拡大防止に努めながら会議を開催してまいりたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、令和4年第9回名取市議会定例会に係る会期及び日程（案）について、書記より説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。12月定例会の会期及び日程

(案)については、12月7日から12月16日までの10日間といたしたいと思いをます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第9回名取市議会定例会の会期及び日程（案）については、12月7日から12月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

次に、確認事項の条例議案の事前説明会について、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書の1ページ、下段を御覧願います。

まず、条例議案の事前説明会については、明日12月6日火曜日午前10時より開会いたします。場所は、議員協議会室です。

説明議案については、議案第89号から議案第91号までの、条例議案3か件に対する説明になります。

説明員は、各条例を所管する部課長です。

条例議案の事前説明会については以上です。

○委員長（大友康信） 条例議案の事前説明会については、ただいま、書記より説明をいたさせましたとおりですので、よろしく願いいたします。

次に、議案の取扱いについてを議題といたします。

初めに、書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議案の取扱いについて御説明いたします。

初めに、次第書の2ページ、①一括議題・審議方法・付託する常任委員会について議案番号順に御説明いたします。

資料は5ページ及び6ページの、議案の取扱い（案）を御覧願います。

まず、議案第89号の新規条例案については、12月16日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第90号及び議案第91号の改正条例案2か件については、12月7日水曜日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行います。

なお、議案第90号 名取市職員の給与に関する条例及び名取市一般職の任

期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、及び、議案第91号名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の2か件については、国家公務員の一般職及び特別職の給与を改正する法律案が、衆議院は、令和4年11月4日、参議院は11月11日に賛成多数で可決、成立したことに伴い、令和4年12月の期末手当等の支給に反映させるため、12月7日水曜日に上程し、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第92号から議案第97号までの補正予算案6か件については、12月16日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議案第98号及び議案第99号の指定管理者の指定期間の延長2か件について、並びに議案第100号から議案第102号の指定管理者の指定3か件については、まず12月7日に質疑及び委員会付託を行います。12月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、これらの指定管理者に関する議案については、議案第99号、議案101号及び議案第102号を建設経済常任委員会へ、議案第98号及び議案100号を民生教育常任委員会へ付託するものです。

次に、議案第103号の宮城県南部消防指令事務協議会の設置については、12月16日に審議を行います。質疑の後、委員会付託を省略して、討論、起立採決を行うものです。

次に、議会案第9号の改正条例案については、12月7日水曜日に提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

次に、議会案第10号の意見書案については、12月7日水曜日に質疑、委員会付託を行います。12月16日に再度上程し、討論の後、起立採決を行うものです。

なお、この意見書案については、総務消防常任委員会へ付託するものです。

① 一括議題・審議方法・付託する委員会については以上です。

次第書2ページにお戻りください。

次に、② 議案審査に係る常任委員会の開催日程（案）についてです。

会期日程（案）でも御説明いたしましたとおり、建設経済常任委員会を12月15日の午前に、民生教育常任委員会を同日の午後に開催するものです。

なお、各常任委員会の開会時刻については、招集日の本会議終了後に開催する委員会で決定されます。

次に、③ 委員会審査報告書の取扱い（案）についてです。

委員会における意見書案、及び議案の審査に係る委員会審査報告書が提出された場合については、その報告を受けて定例会最終日に上程し、審議を行うとするものです。

議案の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議案の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、議員提出議案（意見書）の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員提出議案（意見書）の取扱いについて御説明いたします。

次第書の2ページ、下段を御覧願います。

資料については、9ページから11ページまでです。

今期定例会では、1か件の意見書が提出されました。

議会案第10号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書です。提出者は齋 浩美議員、賛成者は大友康信議員です。取扱い案としては、総務消防常任委員会へ付託するものです。

議員提出議案（意見書）の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議員提出議案（意見書）の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいた

します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員提出議案、意見書1か件の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案（意見書）の取扱いについてはそのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

次第書の3ページ、上段を御覧願います。① 改正案について御説明いたします。

資料は7ページ・8ページになります。

提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

なお、今回の一部改正については、11月22日に開催されました会派代表者会議の決定に基づき、御提案するものです。

条例改正の内容を御説明いたします。

本市の議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今国会（第210回）において人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額等の改定を行う、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院は令和4年11月4日、参議院は11月11日に賛成多数で可決されました。

その内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.25月分を3.30月分に0.05月分引き上げ、令和4年12月支給分から実施するというものです。

国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取扱いについて御協議願うものです。

資料8ページの条例改正案文を御覧ください。

第1条ですが、令和4年12月支給分は現在100分の162.5月分ですが、これが100分の167.5月分に引き上げられます。

次に第2条ですが、令和5年6月及び12月の支給分は100分の165月分、つまり1.65月分とし、年間3.3月分として支給するよう改正するものです。

また、改正条例が可決された際には、通常の前期末手当支給日の12月10日は、引き上げ後の額で支給することを予定しております。議員1人当たりの増となる支給額は、令和3年調整分も含まれた6月支給分より82,950円の増となるものです。

次に、次第書の3ページ、② 取扱い案について御説明いたします。

初めに、ア 上程・審議日については、12月7日水曜日、議案第102号 指定管理者の指定についての委員会付託の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

次に、陳情の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 陳情の取扱いについて御説明いたします。

それでは、次第書3ページ、資料は12から14ページを御覧願います。

今期定例会には、2か件の陳情が提出されております。

まず、陳情第2号 増田川河原前橋橋脚改良工事に関する陳情です。提出者は、高館第7区長、伊藤一郎さん、他113名です。

次に、陳情第3号 ゆりが丘地区についての陳情です。提出者は、小柳博子さんです。

以上、陳情2か件の取扱いについては、陳情の写しを全議員に配付するとともに、いずれも建設経済常任委員会へ送付し、調査を要請するものです。

陳情の取扱いについては以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、陳情の取扱いについて、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。陳情2か件の取扱いについては、取扱い案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、陳情の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、議員協議会の開催についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 議員協議会の開催について御説明いたします。

議員協議会の開催については、先日、開催通知をお送りしたところですが、資料のとおり令和4年11月30日付で市長から要請があったものです。日時は令和4年12月6日火曜日の条例議案事前説明会終了後、場所は議員協議会室です。

協議事項は、学校給食費無償化の対象範囲拡大について及び手倉田くじら保育園の取扱いに関する方針変更についての2か件です。

当日の進め方ですが次第書を御覧ください。

市長から挨拶の後、学校給食費無償化については企画部長から、手倉田くじら保育園については健康福祉部長からそれぞれ説明を受け、質疑を行います。

なお、説明資料については、11月30日に各議員宛て送付が完了しております。

説明は以上です。

○委員長（大友康信） ただいま、議員協議会の開催について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） お諮りいたします。議員協議会の開催については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。よって、議員協議会の開催については、そのように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

名取市議会基本条例実施計画については、3月に開催した本委員会において協議を行い、後期推進計画の概要とその推進スケジュールについて決定し、それに基づいて実施計画を進めていくこととしておりました。

本定例会期間での協議事項についてですが、今回は、9月2日に開催した本委員会からの継続協議事項であります、一般会議の実施について及び、前期実施計画において継続協議事項となっていた、議決項目の見直しについての2点について、順番に協議を進めてまいります。

まず初めに、①一般会議の実施について、協議を行います。

こちらについては、次第書4ページにも記載してありますとおり、前回の委員会においては、

- ・評価検証のとおり、議員は一般会議についての再確認を行うべき
- ・他市議会の事例について、本日配付の資料等を参考に研究し、本市における実施スキームを作成することとする
- ・具体案の作成を笹森委員及び熊谷委員が担当し、次回以降、改めて協議して取りまとめていくこととする、としておりました。

本日、この具体案について笹森委員並びに熊谷委員より御提案がありましたので、まずは、委員各位へ御説明いただき、その後、協議を進めていきたいと思っております。

笹森委員、熊谷委員お願いします。

○委員（熊谷克彦） 最初に基本的な考え方について、私より説明させていただきます。一般会議については、県内市議会においても、既に複数の市議会において取組があり、主に塩竈市議会を参考に実施要綱（案）を作成しました。現在、本市議会では、議会懇談会や関係団体懇談会として、議会側から市民や団体へ意見交換の機会について申し入れることはありますが、逆に市民の側から、議会と意見交換したい場合の手続きが、制度上はまだ明確になっておらないことから、県内他市議会を参考に「名取市議会一般会議実施要綱」を考案したところです。実際に運営していく中で課題は出てくると思いますが、まずはこの要綱に基づき進めてはどうかと考えましたので、詳細については、笹森委員より御説明させていただきます。

○委員（笹森 波） この間、熊谷委員と打合せを重ね、主に塩竈市議会をベースに白石市議会、角田市議会及び気仙沼市議会も参考にしながら、お手元に配付の「名取市議会一般会議実施要綱」を素案として作成しました。塩竈市議会の実施要綱をベースにして、本市議会で運用するに当たり変更を加えたところを赤字で表記しています。それでは別冊資料1ページより御説明いたします。

〔別冊資料1～5ページ「名取市議会一般会議実施要綱」により説明をなした。〕

なお、実施に当たり、その周知方法として、市議会ホームページに掲載する案として、別冊資料6ページを素案として考えましたので、こちらでも御説明いたします。

〔別冊資料6ページ「一般会議についてお知らせします」により説明をなした。〕

○委員長（大友康信） ただいま、一般会議の実施について笹森委員並びに熊谷委員より説明をいただきましたが、これより委員各位から御意見を伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

【休憩中の協議概要】

- ・素案のとおり決定し、令和5年1月1日から施行することとした。
-

午前10時44分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。一般会議の開催については、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議決項目の見直しについて、協議を進めてまいります。

こちらについては、次第書4ページにも記載してありますとおり、名取市議会基本条例実施計画中間報告書においては、時間をかけて研究すべき事項であり、引き続き検討していくこととしておりました。

これより委員各位から御意見を伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

【休憩中の協議概要】

- ・一度持ち帰って会派の考えを確認し、次回改めて協議することとした。
 - ・次回は12月14日、本会議終了後に開催予定とした。
-

午前10時50分 再開

○委員長（大友康信） 再開いたします。

お諮りいたします。議決項目の見直しについては、休憩中の協議のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大友康信） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。
以上で本日の議題は全て終了いたしました。
これをもって議会運営委員会を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

午前10時50分 散会

令和4年12月5日

議会運営委員会

委員長 大友 康信